

神戸常盤大学グラウンド等使用細則

第1条 グラウンド等を使用しようとする者は、神戸常盤大学グラウンド等使用規程(以下、「使用規程」という。)第2条の規定に基づき、使用願を所定の期日までに運営管理課に提出しなければならない。

第2条 グラウンド等の使用時間は、別表のとおりとする。

第3条 使用規程第4条第3項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用許可を受けたとき、決められた期日までに納入しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を返還することがある。

(1) 天候その他使用者の責に帰すことのできない理由により、使用が不能になったとき。

(2) 大学の都合により使用許可を取り消したとき。

第4条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。

(2) 使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。

(3) 許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。

(4) グラウンド等の状態が不良のときは、使用しないこと。

(5) 施設、運動種目等に応じた靴を使用すること。

(6) 使用後は、整備、清掃及び消灯を行うこと。

(7) 許可なく、設備、備品等を移動しないこと。

(8) 施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに運営管理課に届け出ること。

(9) グラウンド等での喫煙、飲酒及び火気の使用を厳禁する。

(10) 原則としてグラウンド等での飲食を禁止する。

(11) 乗り入れを許可された自動車、バイク等は、指定場所に駐車(輪)すること。

(12) 貼紙、落書をしないこと。

(13) 節電、節水につとめること。

(14) シャワー室、ロッカー室、便所等共同使用の場所は、特に清潔、整頓につとめること。

(15) その他、係員の指示に従うこと。

第5条 グラウンド等において、飲食を伴う行事を行う場合の手続は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和7年7月1日から施行する。

【別表】

〔グラウンド等使用時間・料金表〕

施 設	学外者使用時間・料金			
	半 日	全 日	夜 間	その他の時間 (延長等)
	9時～13時	9時～17時	17時～21時	1時間につき
	13時～17時			
グラウンド	4,000円	8,000円	4,000円	1,000円
テニスコート (1面につき)	4,000円	8,000円	4,000円	1,000円

グラウンド等夜間照明料金

夜間照明 2,000円/30分